

自治体への出発前表敬訪問について

1. 都道府県および市区町村への表敬訪問について

訓練（又は研修）を無事修了した後、出発までの期間に、ボランティアの皆さんはご自分の出発時住所のある都道府県と市区町村の自治体へ、公式行事としてご挨拶（以下表敬訪問）を行います。

表敬訪問の目的は、次のとおりです。

- (1) JICA ボランティア事業は自発的参加の事業ですが、同時に、日本国の法律に基づき、地元を中心とした国民全てに支えられた事業であり、納税者である国民の方々の理解が不可欠であるため。
- (2) 都道府県および市区町村の地方自治体は、JICA ボランティア事業の重要性や必要性を支持いただく大切な基盤であり、地元における本事業の理解促進、応募奨励などの場面でこれまでも大きなご協力をいただいているため。
- (3) JICA ボランティアに期待される帰国後の地域社会への経験の還元のためには、地方自治体との関係が重要であるため。

2. 実施時期

訓練（又は研修）修了後から出発前までの以下の期間中に、実施します。

2018年度2次隊の皆さんは、9月14日(金)～9月21日(金)(予定)までの期間(ただし、土日、祝日は除く)でJICAが各自治体と日程を調整します(自治体の都合で表敬期間外での実施の可能性もあります)。

※日程については、個人的な事情による配慮はできませんので、訓練退所時の帰路の交通機関の予約の際は、表敬訪問日程を把握したうえで手配するようお願いします。

【大まかな流れ】

- (1) 表敬訪問の日程をJICAが各自治体と調整後、訓練所又は研修施設に掲示し、皆さんにお知らせします。
- (2) 自治体により、当初の表敬日程が変更になることもありますので、訓練（又は研修）中に掲示される情報は常に確認してください。
- (3) ボランティア自身が個別に自治体と表敬日程を調整する必要はありません。

3. 留意事項

- (1) 表敬訪問は公式行事ですので、必ず出席することになります。
- (2) 皆さんの表敬先は「出発（赴任）時の住所がある自治体」となります。旅費算出データに記載する「出発（赴任）時住所」を表敬先としていますので、出発のために一時的に宿泊する場所は、記載しないようご注意ください。
- (3) 現職参加の場合のみ、希望により勤務地の自治体へ表敬することが可能です。
- (4) 上記（3）に加え離職前の勤務地、直前の就学地のみ、希望により表敬先とすることができ、旅費支給の対象とはなりません。また、アルバイト先やボランティアの現場は対象ではありません。
- (5) 表敬当日の留意事項、必要書類の作成は訓練（又は研修）期間中に詳細説明します。なお、表敬先を変更される方についても訓練（又は研修）期間中に手続きを行いますので、表敬先希望について旅費算出データに記載いただく必要はありません。